

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	社団法人 環境創造研究センター(愛知県地球温暖化防止活動推進センター)		
代表者	伊藤達雄	担当者	児玉剛則
所在地	〒456-0018 名古屋市熱田区新尾頭 1-10-1 GISセンター 1階 TEL : 052-627-0300 FAX : 052-682-0307 E-mail:kodama@kankyosouken.or.jp		
設立の経緯 ／沿革	昭和 51 年 愛知県環境部所管法人として認可、設立。 平成 10 年 日本環境共生学会本部事務局受託。 平成 15 年 愛知県知事より愛知県地球温暖化防止活動推進センター指定。 現在に至る。		
団体の目的 ／事業概要	地域における自然・社会の複合的環境に関する科学的研究を行うとともに、その体系化の確立と普及を図り、望ましい人間環境の保全と創造に寄与することを目的		
活動・事業実績 (企業の場合は 環境に関する 実績を記入)	平成 19 年度 ・ 機関紙の発行(年 3 回) ・ 主体間連携事業(環境省委託事業) 省エネ家電、省エネ住宅、E S T モデル事業 ・ 地球温暖化防止活動推進員研修事業(日本環境協会) ・ 地球温暖化防止活動普及啓発事業(愛知県) 平成 18 年度 上記に加えて「ECO 通勤推進調査事業(NEDO 補助事業)		
ホームページ			
設立年月	昭和 51 年 3 月 * 認証年月日 (法人団体のみ) 昭和 51 年 3 月 16 日		
資本金/基本財産 (企業・財団)	181 千円円	活動事業費/ 売上高 (H17)	総収入 63,150 円(平成 19 年度)
組 織	スタッフ/職員数 4 名 (内 専従 4 名)		
	個人会員 61 名	法人会員 31 名	その他会員 (賛助会員等) 0 名

政策のテーマ 新グリーン電力基金を活用した自治体による家庭の二酸化炭素排出量削減

■政策の分野、地球温暖化対策

- ①循環型社会の構築
- ②地球温暖化の防止
- ⑧社会経済のグリーン化
- ⑩環境パートナーシップ

■政策の手段、

- ①法律及び国際条約の制定・改正 ②制度設備及び改正 ③税制措置 ④予算・資金措置
- ⑬国民の参加促進

団体名：社団法人環境創造研究センター（愛知県地球温暖化防止活動推進センター）

担当者名：児玉 剛則

■キーワード	温暖化防止	市町村	信託基金	家庭	グリーン電力基金
--------	-------	-----	------	----	----------

① 政策の目的

各市町村が管内の家庭からの排出されている二酸化炭素の削減を確実なものとし、グリーン電力基金を活用した自然エネルギーの活用を図る。

② 背景および現状の問題点

国は、家庭から排出される二酸化炭素量を削減するため、マスメディアを用いてライフスタイルの見直しや省エネ家電への買い替えなどを広報して普及啓発に取り組んでいる。

また、家庭での光熱費の減少を評価・継続する手法として、かなり以前から環境家計簿が提案されているが、これも、成果の共有ができ削減努力が評価される仕組みが伴わないと継続が難しいとの声も聞かれる。

このため、家庭での削減は「この程度削減」という期待と予測にとどまり、結果として、削減に励んでいる活動の評価も「表彰」のような形の範疇を出ないのが現状である。

工場・事業所などに対して個別で定量的な削減量を課すいわゆる「キャップ」方式を、家庭ごとに実施するのは、「キャップ」という考え方もさきりながら、その検証に要する手続きからしても現実的ではないと思われる。こうしたことから、現状では個人の環境配慮行動を助長する仕組みとしては、「エコマネー」が連想されるが、これを温暖化防止に向けた有力な手法とするのも困難ではないかと思われる。

一方、我が国全体の二酸化炭素排出量からすれば「家庭からの排出量は6%程度であり、これを一割程度削減したとしてもたいしたことはない。それよりもクリスマス時期の電飾を控えたほうがよろしい」という乱暴な見解すらある一方、大きな削減量ではないが街路灯をLSDに交換することにより電力の使用を削減しようという地道な提案を地元で訴えている方もある。

家庭での温暖化防止に向けた取り組みは「シンクグローバリー、アクトローカリー」といわれたリオサミットのとおり、地域で地域に見合った取組を地域が望む求めに対応する「目に見える形で評価する仕組み」が待たれているのではなかろうか。

③ 政策の概要

家庭の排出削減を市町村が代替することにより、地域ごとの取組を「見える化」する。

削減目標を上回った削減や削減が目標に満たなかった場合の調整手法として、現行の仕組みを見直した「新グリーン電力基金」を活用し、あわせて自然エネルギーの創設を図る。

このため、県は市町村ごとに管内の家庭から発生する二酸化炭素量に応じた納付金を取り扱う「温暖化調整信託基金」（以下、「信託基金」と称す）を創設し、その運用を民間セクター（以下、「みどり村役場」と称す）にゆだねる。また、納付金額に関する市町村からの疑義を協議する機関として「第三者委員会」を設置する。

市町村は発生量から算定された納付金を「信託基金」に納付する。一年後、家庭での取組を促進した市町村は、信託基金から、その削減量に応じて納付金の還付あるいは「グリーン電力基金」から得た『グリーン証書』を受け取る。

削減が進展しなかった市町村は納付金の還付あるいは『グリーン証書』は受け取れない。

また、予定された削減量を上回って削減できた市町村はその上回った削減量に相当する『グリーン証書』の交付を「みどり村役場」から受ける。

「みどり村役場」から提示された削減量を上回って二酸化炭素を排出した市町村は、「みどり村役場」がさらに追加して提示する納付金を「信託基金」へ納付するか「みどり村役場」が開設する交換所にて『グリーン証書』に入手して削減量を満たす。

県は、「温暖化調整信託」を創設するために必要とされる資金を提供するとともに、毎年、「みどり村役場」の事務費及び県内全体の削減目標を上回って削減された二酸化炭素量に相当する資金を「新グリーン電力基金」に支払って入手した『グリーン証書』を「みどり村役場」に提供する。

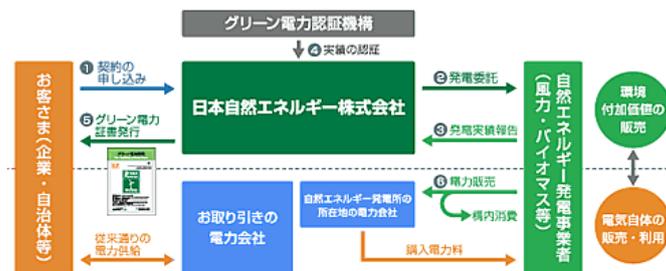
「信託基金」は、県や市町村からの納付金の授受や還付にともなう会計事務を行う。

「みどり村役場」は、各市町村から納付金の提示や『グリーン証書』の交換・斡旋を行う「交換所」を運用する。

施策を確実なものとするため、取り組の枠組みを地球温暖化対策推進法に位置づける。

注、ここで提案する「新グリーン電力基金」とは、日本自然エネルギー（株）が採用している風力、水力、バイオマス（生物資源）などの自然エネルギーにより発電された電力を、出資した団体が自主的な環境対策として利用できるようにする仕組み「グリーン電力証書システム」と各電力会社が実施している「グリーン電力基金」を合体させた新たな仕組みです。

現行のグリーン電力証書システム



現行のグリーン電力基金



④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

①県による「温暖化調整信託基金」の創設、「みどり村役場」の開設及び「第三者委員会」の設置。なお、県内の市町村の削減量が目標を上回った場合は、その上回った量に相当する「納付金」を「新グリーン電力基金」へ支払って『グリーン証書』を入手し「みどり村役場」を通じて当該市町村へ還付する。

②市町村は、管内の家庭で使用された「電気・ガス・水道」の使用量と家庭ごみの排出量から算出される二酸化炭素排出量とその削減を行うための施策を「みどり村役場」に報告する。

③みどり村役場の役割

「みどり村役場」は、各市町村から報告された二酸化炭素排出量を検証し、市町村ごとの目標とする削減量に応じて算定された各市町村へ納付金額を提示するとともに報告された削減施策について助言等を行う。

納付金額の算定に疑義がある場合、市町村は「第三者委員会」へ申し出ることが出来る。

④「第三者委員会」の役割

県が学識経験者等により構成する「第三者委員会」は、納付金額について市町村からの疑義の申し立てを審議し市町村へ通知する。

④「信託基金」への納付

市町村は「みどり村役場」から提示された納付金を「信託基金」へ納付する。

⑤削減努力の評価

一年後、「みどり村役場」は、前年度の各市町村へ管内の家庭での二酸化炭素の排出実績を求め、削減努力が認められた市町村には、削減量に応じて納付金額の半額と残りの金額に相当する『グリーン証書』を還付する。削減が進展しなかった市町村は納付金の還付を受けられない。

また、当初に算定された削減量以上に削減努力した市町村は、その量に応じて県が得た『グリーン証書』の交付を受ける。一方、削減努力が満足されず排出量が当初より増加した場合は、上乘せされる納付金を「信託基金」へ支払うか、自ら『グリーン証書』を購入、あるいは他の市町村が得た『グリーン証書』によって削減相当量を満足させてもよい。

⑥『グリーン証書』の入手

「信託基金」は、県及び各市町村から納付された納付金を削減量に応じて授受・支払後の余剰金により「新グリーン電力基金」へ支払って『グリーン証書』を入手し「みどり村役場」へ提供する。

⑦『グリーン証書』の交換

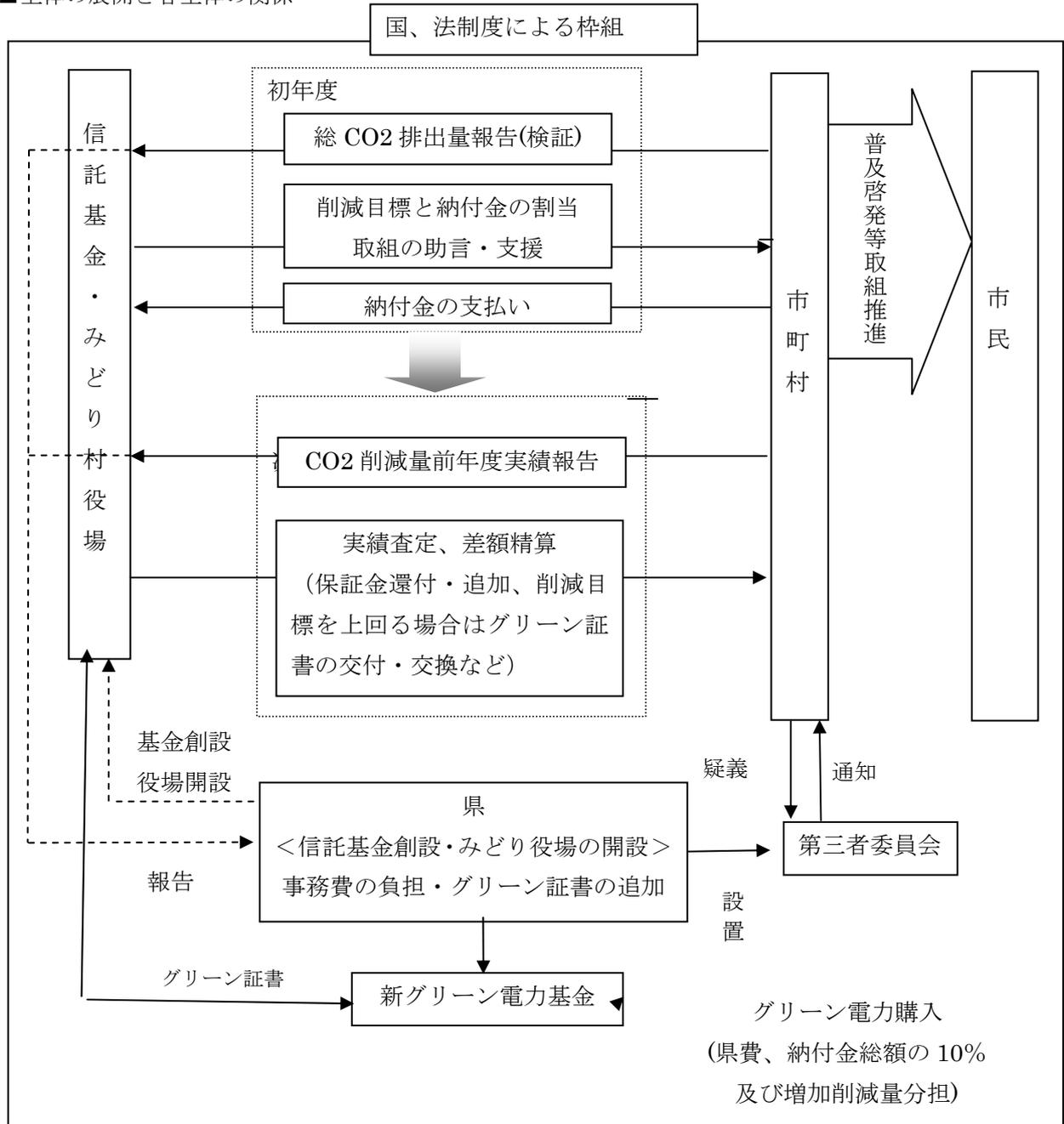
「みどり村役場」は各市町村へ削減量に応じて『グリーン証書』を配分する。

各市町村は入手した『グリーン証書』を「みどり村役場」が開設する「交換所」を交換することができる。

⑧ 結果の公表

みどり村役場は、毎年、各市町村の削減努力等を公表するとともに関係者の交流・連携を図る集会を開催する。

■全体の展開と各主体の関係



⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

- ・国は家庭での削減を確実なものとするため、地球温暖化防止対策推進法にこうした枠組みを位置づける。
- ・県は、信託基金の創設と運用に要する事務費を支出する。
- ・市町村は管内の家庭から発生する二酸化炭素量を把握し発生量に相当する納付金を支出する。
- ・運用機関民間セクター「みどり村役場」は、各市町村から報告される排出量の検証と納付金の授受交付と『グリーン証書』の市町村間の交換・斡旋、市町村による温暖化防止活動の助言・支援。
- ・電力会社が主体となるグリーン電力基金は、この枠組みに対応する『グリーン証書』を発行する。

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

- 家庭から排出される二酸化炭素の削減を市町村に求めることにより、家庭での削減の実効性が向上する。
- 温対法に組み込まれることにより自治体の責務がより明確となる。
- 市町村分担金の創設により地域レベルの温暖化対策の有効性が実証できる。
- 市民レベルまで排出削減の必要性が認知され、電気等のエネルギー使用量の削減に対する理解が深まる。
- 民間セクターによる助言・支援により地域での二酸化炭素削減に取り組みやすい削減が進展する。
- 地域での取り組みがより活発となり、二酸化炭素削減をきっかけとした地域おこしや街づくりなど副次的な効果が期待できる。

⑦ その他・特記事項

この制度の鍵となるのは次の点である

- ① 法制度による枠組み・・・納付金制度による削減の義務付け
 - ② 県が創設する信託基金とみどり村役場の開設・・・民間セクター（都道府県温暖化防止活動推進センターが適当）による削減支援策の助言等普及啓発
 - ③ 新グリーン電力基金の創設
 - ④ 「交換所」による『グリーン証書』の流通
- 成否は市町村間に「不公平感」を生じないような制度設計と運用。